

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月13日
【会社名】	株式会社リンクバル
【英訳名】	L I N K B A L I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉弘 和正
【本店の所在の場所】	東京都中央区入船二丁目1番1号
【電話番号】	03-6222-6827
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部 本部長 馬場 博明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区入船二丁目1番1号
【電話番号】	03-6222-6827
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部 本部長 馬場 博明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第1回新株予約権) その他の者に対する割当 26,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 62,166,000円
	(第2回新株予約権) その他の者に対する割当 4,500円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 10,759,500円
	(第3回新株予約権) その他の者に対する割当 3,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 7,173,000円
	(第4回新株予約権) その他の者に対する割当 69,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 164,979,000円
	(第5回新株予約権) その他の者に対する割当 35,500円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 84,880,500円
	(第6回新株予約権) その他の者に対する割当 18,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 43,038,000円
	(注) 1. 本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。 2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	260個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	26,000円
発行価格	新株予約権1個につき100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月5日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リンクバル 東京都中央区入船二丁目1番1号
払込期日	平成30年3月5日
割当日	平成30年3月5日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 銀座支店

(注) 1. 第1回新株予約権証券(以下「本第1回新株予約権」という。)の発行については、平成30年2月13日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みを行い、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社リンクバル 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	26,000株 本第1回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金2,391円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	62,192,000円 (注) 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第1回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第1回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第1回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第1回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2019年1月1日から2028年3月4日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リンクバル 東京都中央区入船二丁目1番1号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 銀座支店
新株予約権の行使の条件	1. 本第1回新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本第1回新株予約権者」という。)は、下記( )( )( )の定めに応じて、2018年9月期から2020年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書(連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。)に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本第1回新株予約権者が割り当てられた本第1回新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第1回新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第1回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。 ( )業績判定水準:営業利益 金15億円 行使可能割合:80% ( )業績判定水準:営業利益 金20億円 行使可能割合:90%

	<p>( )業績判定水準：営業利益 金25億円 行使可能割合：100%</p> <p>2. 本第1回新株予約権者は、本第1回新株予約権を行使するときまで継続して、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>3. 本第1回新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第1回新株予約権を行使することができない。</p> <p>4. 本第1回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第1回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>5. 各本第1回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第1回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 本第1回新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第1回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第1回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本第1回新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本第1回新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>

	<p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--	--

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第1回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第1回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本第1回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本第1回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本第1回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第1回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本第1回新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本第1回新株予約権を行使請求しようとする本第1回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第1回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第1回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第1回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第1回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、本第1回新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第1回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第1回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	45個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	4,500円
発行価格	新株予約権1個につき100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月5日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リンクバル 東京都中央区入船二丁目1番1号
払込期日	平成30年3月5日
割当日	平成30年3月5日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 銀座支店

(注) 1. 第2回新株予約権証券(以下「本第2回新株予約権」という。)の発行については、平成30年2月13日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みを行い、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社リンクバル 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	4,500株 本第2回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金2,391円とする。 ただし、行使価額は下記（注）2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	10,764,000円 （注） 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第2回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第2回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第2回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第2回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2022年1月1日から2028年3月4日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リンクバル 東京都中央区入船二丁目1番1号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 銀座支店
新株予約権の行使の条件	1. 本第2回新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本第2回新株予約権者」という。）は、下記( ) ( ) ( )の定めに応じて、2021年9月期から2023年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本第2回新株予約権者が割り当てられた本第2回新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第2回新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第2回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。 ( ) 業績判定水準：営業利益 金20億円 行使可能割合：80% ( ) 業績判定水準：営業利益 金35億円 行使可能割合：90%



	<p>( )業績判定水準：営業利益 金50億円 行使可能割合：100%</p> <p>2. 本第2回新株予約権者は、本第2回新株予約権を行使するときまで継続して、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>3. 本第2回新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第2回新株予約権を行使することができない。</p> <p>4. 本第2回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第2回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>5. 各本第2回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第2回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 本第2回新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第2回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第2回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本第2回新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本第2回新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>

	<p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--	--

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第2回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第2回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本第2回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本第2回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本第2回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第2回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本第2回新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本第2回新株予約権を行使請求しようとする本第2回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第2回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第2回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第2回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第2回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、本第2回新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第2回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第2回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 3【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	30個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	3,000円
発行価格	新株予約権1個につき100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月5日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リンクバル 東京都中央区入船二丁目1番1号
払込期日	平成30年3月5日
割当日	平成30年3月5日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 銀座支店

(注) 1. 第3回新株予約権証券(以下「本第3回新株予約権」という。)の発行については、平成30年2月13日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みを行い、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## （２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社リンクバル 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	3,000株 本第3回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第3回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金2,391円とする。 ただし、行使価額は下記（注）2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	7,176,000円 （注） 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第3回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第3回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第3回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第3回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2025年1月1日から2028年3月4日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リンクバル 東京都中央区入船二丁目1番1号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 銀座支店
新株予約権の行使の条件	1. 本第3回新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本第3回新株予約権者」という。）は、下記（ ）（ ）（ ）の定めに応じて、2024年9月期から2026年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本第3回新株予約権者が割り当てられた本第3回新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第3回新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第3回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。 （ ）業績判定水準：営業利益 金40億円 行使可能割合：80% （ ）業績判定水準：営業利益 金60億円 行使可能割合：90%

	<p>( )業績判定水準：営業利益 金80億円 行使可能割合：100%</p> <p>2. 本第3回新株予約権者は、本第3回新株予約権を行使するときまで継続して、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>3. 本第3回新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第3回新株予約権を行使することができない。</p> <p>4. 本第3回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第3回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>5. 各本第3回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第3回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 本第3回新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第3回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第3回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本第3回新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本第3回新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>

	<p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--	--

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第3回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第3回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本第3回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本第3回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本第3回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第3回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本第3回新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本第3回新株予約権を行使請求しようとする本第3回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第3回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第3回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第3回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第3回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、本第3回新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第3回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第3回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	690個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	69,000円
発行価格	新株予約権1個につき100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月5日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リンクバル 東京都中央区入船二丁目1番1号
払込期日	平成30年3月5日
割当日	平成30年3月5日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 銀座支店

(注) 1. 第4回新株予約権証券(以下「本第4回新株予約権」という。)の発行については、平成30年2月13日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第4回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 払込期日までに割当予定先との間で本第4回新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第4回新株予約権の発行は行われなないこととなります。

4. 本第4回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社リンクバル 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	69,000株 本第4回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金2,391円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	165,048,000円 (注) 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第4回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第4回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第4回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2019年1月1日から2028年3月4日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リンクバル 東京都中央区入船二丁目1番1号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 銀座支店
新株予約権の行使の条件	1. 本第4回新株予約権の割当てを受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第4回新株予約権を行使することができず、受託者より本第4回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第4回新株予約権者」という。)のみが本第4回新株予約権を行使できることとする。



	<p>2. 受益者は、本第4回新株予約権の割当を受けた者(以下、「本第4回新株予約権者」という。)は、下記( ) ( ) ( )の定めに応じて、2018年9月期から2020年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書(連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。)に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本第4回新株予約権者が割り当てられた本第4回新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第4回新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第4回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>( ) 業績判定水準：営業利益 金15億円 行使可能割合：80%</p> <p>( ) 業績判定水準：営業利益 金20億円 行使可能割合：90%</p> <p>( ) 業績判定水準：営業利益 金25億円 行使可能割合：100%</p> <p>3. 受益者は、本第4回新株予約権を行使するときまで継続して、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第4回新株予約権を行使することができない。</p> <p>5. 本第4回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第4回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 各本第4回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第4回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 本第4回新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第4回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第4回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本第4回新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本第4回新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p>

	<p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--	---

### (注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第4回新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第4回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本第4回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

### 2. 行使価額の調整

本第4回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本第4回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第4回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 本第4回新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本第4回新株予約権を行使請求しようとする本第4回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第4回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第4回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第4回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第4回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、本第4回新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第4回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第4回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 5【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	355個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	35,500円
発行価格	新株予約権1個につき100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月5日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リンクバル 東京都中央区入船二丁目1番1号
払込期日	平成30年3月5日
割当日	平成30年3月5日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 銀座支店

(注) 1. 第5回新株予約権証券(以下「本第5回新株予約権」という。)の発行については、平成30年2月13日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第5回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 払込期日までに割当予定先との間で本第5回新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第5回新株予約権の発行は行われなないこととなります。

4. 本第5回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社リンクバル 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	35,500株 本第5回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第5回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金2,391円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	84,916,000円 (注) 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第5回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第5回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第5回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2022年1月1日から2028年3月4日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リンクバル 東京都中央区入船二丁目1番1号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 銀座支店
新株予約権の行使の条件	1. 本第5回新株予約権の割当てを受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第5回新株予約権を行使することができず、受託者より本第5回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第5回新株予約権者」という。)のみが本第5回新株予約権を行使できることとする。

	<p>2. 受益者は、本第5回新株予約権の割当を受けた者（以下、「本第5回新株予約権者」という。）は、下記( ) ( ) ( )の定めに応じて、2021年9月期から2023年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本第5回新株予約権者が割り当てられた本第5回新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第5回新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第5回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>( ) 業績判定水準：営業利益 金20億円 行使可能割合：80%</p> <p>( ) 業績判定水準：営業利益 金35億円 行使可能割合：90%</p> <p>( ) 業績判定水準：営業利益 金50億円 行使可能割合：100%</p> <p>3. 受益者は、本第5回新株予約権を行使するときまで継続して、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第5回新株予約権を行使することができない。</p> <p>5. 本第5回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第5回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 各本第5回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第5回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 本第5回新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第5回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第5回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本第5回新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本第5回新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p>

	<p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--	---

### (注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第5回新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第5回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本第5回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

### 2. 行使価額の調整

本第5回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本第5回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第5回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 本第5回新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本第5回新株予約権を行使請求しようとする本第5回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第5回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第5回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第5回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第5回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、本第5回新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第5回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第5回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。



## 6【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

発行数	180個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	18,000円
発行価格	新株予約権1個につき100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月5日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リンクバル 東京都中央区入船二丁目1番1号
払込期日	平成30年3月5日
割当日	平成30年3月5日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 銀座支店

(注) 1. 第6回新株予約権証券（以下「本第6回新株予約権」という。）の発行については、平成30年2月13日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第6回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 払込期日までに割当予定先との間で本第6回新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第6回新株予約権の発行は行われなないこととなります。

4. 本第6回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## （２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社リンクバル 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	18,000株 本第6回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第6回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金2,391円とする。 ただし、行使価額は下記（注）2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	43,056,000円 （注） 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第6回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第6回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第6回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2025年1月1日から2028年3月4日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リンクバル 東京都中央区入船二丁目1番1号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 銀座支店
新株予約権の行使の条件	1. 本第6回新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」という。）は、本第6回新株予約権を行使することができず、受託者より本第6回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第6回新株予約権者」という。）のみが本第6回新株予約権を行使できることとする。

	<p>2. 受益者は、本第6回新株予約権の割当を受けた者（以下、「本第6回新株予約権者」という。）は、下記( ) ( ) ( )の定めに応じて、2024年9月期から2026年9月期のいずれかの期における有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、本第6回新株予約権者が割り当てられた本第6回新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本第6回新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本第6回新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>( ) 業績判定水準：営業利益 金40億円 行使可能割合：80%</p> <p>( ) 業績判定水準：営業利益 金60億円 行使可能割合：90%</p> <p>( ) 業績判定水準：営業利益 金80億円 行使可能割合：100%</p> <p>3. 受益者は、本第6回新株予約権を行使するときまで継続して、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第6回新株予約権を行使することができない。</p> <p>5. 本第6回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第6回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>6. 各本第6回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第6回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 本第6回新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第6回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第6回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本第6回新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本第6回新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p>

	<p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--	---

### (注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第6回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第6回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本第6回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

### 2. 行使価額の調整

本第6回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本第6回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第6回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 本第6回新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本第6回新株予約権を行使請求しようとする本第6回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第6回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第6回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第6回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第6回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、本第6回新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

5. 本第6回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第6回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 7【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
373,152,000	14,000,000	359,152,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本第1回新株予約権、本第2回新株予約権、本第3回新株予約権、本第4回新株予約権、本第5回新株予約権及び本第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」と総称します。）の発行価額の総額（156,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（372,996,000円）を合算した金額であります。各金額の内訳は以下のとおりです。

	発行に際して払い込まれる金額の総額	行使に際して払い込まれる金額の合計額
第1回新株予約権	26,000円	62,166,000円
第2回新株予約権	4,500円	10,759,500円
第3回新株予約権	3,000円	7,173,000円
第4回新株予約権	69,000円	164,979,000円
第5回新株予約権	35,500円	84,880,500円
第6回新株予約権	18,000円	43,038,000円
合計	156,000円	372,996,000円

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
- 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

### (2)【手取金の使途】

本新株予約権は、当社並びに当社の将来の子会社・関連会社（以下「当社グループ」といいます。）の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社グループの取締役及び従業員（以下「役職員」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社グループの役職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 本第1回新株予約権

## a. 割当予定先の概要

氏名	吉弘和正、馬場博明及び松岡大輔
住所	(注2)
職業の内容	当社代表取締役社長、常務取締役及び従業員

(注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

2. 本第1回新株予約権については、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行するものであるため、割当予定先となる当社取締役及び従業員の個別の住所の記載は省略させていただいております。

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	吉弘和正は当社普通株式1,010,000株、また、松岡大輔は当社普通株式39,000株を保有しております。
人事関係	当社代表取締役社長、常務取締役及び従業員
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## (2) 本第2回新株予約権及び本第3回新株予約権

## a. 割当予定先の概要

氏名	吉弘和正
住所	東京都中央区
職業の内容	当社代表取締役社長

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社普通株式1,010,000株を保有しております。
人事関係	当社代表取締役社長
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## (3) 本第4回新株予約権乃至本第6回新株予約権

## a. 割当予定先の概要

氏名	受託者 苅安高明
住所	東京都大田区
職業の内容	弁護士

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社補欠監査役
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	割当予定先は、当社の顧問弁護士であり、当社の法務に関する諸手続きを行っており、当社は顧問契約に従って毎月顧問料を支払っております。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

## &lt; 第三者割当の内容 &gt;

当社は、本日、当社取締役会において、当社グループの役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、( )本第1回新株予約権を当社代表取締役社長、常務取締役及び従業員3名に、本第2回新株予約権及び本第3回新株予約権を当社代表取締役社長に対して発行するとともに、( )当社グループの現在及び将来の役職員に本第4回新株予約権乃至本第6回新株予約権を交付することを目的として、当社代表取締役社長である吉弘和正を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、当社の補欠監査役である苅安高明を受託者（以下「本受託者」または「苅安氏」といいます。）とする3つの時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、本第4回新株予約権乃至本第6回新株予約権を本受託者に発行する時価発行新株予約権信託®（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、以下の3つのプランによって構成されます。なお、本インセンティブプランでは、本第4回新株予約権から本第6回新株予約権まで次第に発行される新株予約権の個数を減少させておりますが、これは、本第4回乃至本第6回新株予約権に設定されている業績達成条件が順次達成された場合、当社の株価が次第に上昇していくことが見込まれるため、株価上昇局面で同等のインセンティブが確保されるように交付日が遠くなるにつれて新株予約権の個数を減少させることで調整を行ったものであります。

新株予約権の種類と個数	人事評価期間	交付日	行使期間
第4回新株予約権 (690個)	2018年4月～ 2020年9月	2021年1月の最初の営業日	2019年1月1日～ 2028年3月4日
第5回新株予約権 (355個)	2020年10月～ 2023年9月	2024年1月の最初の営業日	2022年1月1日～ 2028年3月4日
第6回新株予約権 (180個)	2023年10月～ 2026年9月	2027年1月の最初の営業日	2025年1月1日～ 2028年3月4日

本委託者は、本インセンティブプランを実施するため、本信託契約の定めに従って、本受託者に対してその手許資金を信託拠出し、本受託者が本第4回乃至本第6回新株予約権の総数を引受けるとともに信託拠出された資金を用いて本第4回乃至本第6回新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本第4回乃至本第6回新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本第4回乃至本第6回新株予約権は、上記表中の各交付日において、受益者となる当社の役職員（以下「受益者」といいます。）に分配されることとなります（詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。）。但し、委託者は本インセンティブプランの対象となる受益者から除かれております。

なお、受益者は、本第4回乃至本第6回新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従い確定されるものとします。

交付ガイドラインでは、人事担当取締役が必要に応じて評価委員会を招集し、合議にて受益者の決定を行うものとします。なお、評価委員会は、本委託者を除く取締役によって構成され、その過半数を社外役員が占めるものと規定されております。

また、交付ガイドラインでは、当社グループの役職員は、( )毎事業年度末に執行役員以上の職位を有する者（常勤の役職員に限ります。なお、当社は2013年9月30日から執行役員制度を導入しております。）を対象として各事業年度に付与されるインセンティブパッケージ（対象者の職位に応じて、本第4回新株予約権については20個から60個



まで、本第5回新株予約権については7個から18個まで、本第6回新株予約権については3個から8個までの間の固定数量の新株予約権が指定されます。)と、( )当社グループの役職員全員を対象として各事業年度に付与されるポイント・インセンティブの付与を受けることができるものと定められております。そして、ポイント・インセンティブは、今後の企業価値向上のためにより積極的な採用活動に活用するべく、中途採用者に対して過去の経験・実績・給与水準、その者が当社グループにおいて果たすものと期待される役割などを総合的に評価し、当社グループの既存の役職員への本第4回乃至本第6回新株予約権の付与の水準と比較の上で付与されるサインアップインセンティブに主眼を置きつつ、その他毎事業年度の各部門の目標達成度、主だったコーポレートアクションなどについて特に貢献度の高かった役職員に付与されるパフォーマンスインセンティブを含むものとなっております。

そして、毎事業年度に付与されるインセンティブパッケージをそれぞれの交付日において保有している者は、当該交付日に、そのインセンティブパッケージにおいて指定された数量の本第4回乃至本第6回新株予約権を交付され、また、毎事業年度に付与されるポイント・インセンティブをそれぞれの交付日において保有している者は、当該交付日に、その取得したポイント数に応じて本第4回乃至第6回新株予約権を交付されることとなります。

以上のとおり、当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、( )インセンティブパッケージ部分については、現在当社に在籍している役職員の在籍に対するインセンティブであるとともに、今後新規で執行役員以上の役職員になる者に対しても公平なインセンティブの配分を実現できるものであり、また、( )ポイント・インセンティブ部分については、主に中途採用者の誘引手段として使用され、また一部は既存の役職員への意欲向上に資することを期待して設定されたものであり、一般的に実施されているストック・オプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、役職員の過去の実績などを手掛かりに付与後の貢献を見ることなく将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要となるものでした。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、本信託の趣旨に従って、( )インセンティブパッケージに関しては、人事評価期間中の当社グループの執行役員以上の役職員の職位に応じて、また、( )ポイント・インセンティブに関しては、中途採用者にも同水準の条件の新株予約権を公平に配分したり、人事評価期間中の当社の役職員の貢献度・貢献期待に応じて、将来的に分配することが可能であり、将来採用される当社の役職員に対しても、今後の業績達成条件が達成された場合に見込まれる株価上昇に先立ち発行された、既存の役職員と同じ業績達成条件と権利行使価額を持つ本新株予約権の分配が可能となるなど、従来のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社の役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されます。

さらに、各本新株予約権には、それぞれ当社の営業利益に関する3段階の業績達成条件（本第1回新株予約権及び本第4回新株予約権：15億円、20億円、25億円、本第2回新株予約権及び本第5回新株予約権：20億円、35億円、50億円、本第3回新株予約権及び本第6回新株予約権：40億円、60億円、80億円）が定められており、これにより過去の業績推移と比較して一段と高い目標に対する当社役職員の業績達成意欲をより一層向上させ、中長期的且つ着実に当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待されます。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

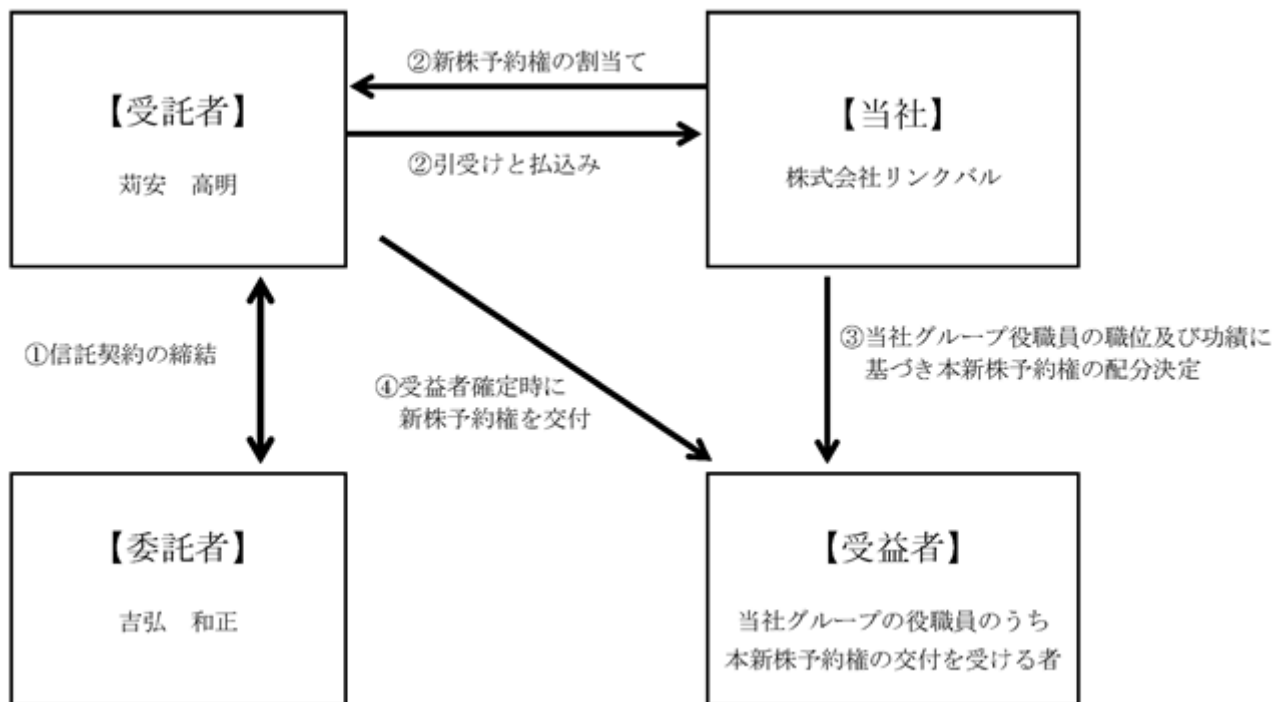
なお、当社は、本インセンティブプランの導入と同時に、当社取締役及び従業員を割当対象とした本第1回乃至本第3回新株予約権の発行決議をしております。本第1回新株予約権は本第4回新株予約権と、本第2回新株予約権は本第5回新株予約権と、本第3回新株予約権は本第6回新株予約権と、それぞれ同様の業績条件を設定されており、本第1回新株予約権は、当社代表取締役吉弘和正、常務取締役馬場博明及び従業員松岡大輔の3名を対象とし、本第2回及び本第3回新株予約権は当社代表取締役吉弘和正のみを対象としております。

本第1回乃至本第3回新株予約権の割当予定先である代表取締役吉弘和正については、本信託の性質上、委託者である吉弘和正だけが本インセンティブプランの対象外となってしまうこと、また当該インセンティブプラン外で本第1回新株予約権、本第2回新株予約権及び本第3回新株予約権を交付したとしても、十分な貢献を期待することを踏まえたものであります。第1回新株予約権の割当予定先である常務取締役及び従業員については、過去の業績に貢献をしてきた者であるため、翌事業年度末以降、新規に執行役員以上の役職員になる者と同条件で交付されることになるインセンティブパッケージだけでなく、現事業年度のインセンティブとして本第1回新株予約権を直接対価を支払って引き受けさせることで、当社としてさらなる企業価値向上への貢献に対する期待を示すとともに、同人らに強い業績及び企業価値に対するコミットメントを示させるべきと判断したことを踏まえたものであります。

このように、当社は、本インセンティブプランと、従来型の有償新株予約権をあわせて活用することにより、当社グループの役職員全員が当社の結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気を向上させてくれることを期待するものであります。

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	吉弘和正（当社代表取締役社長）
受託者	苅安高明
受益者	交付日に受益者として指定された者 （受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	各信託いずれも平成30年2月23日
信託期間満了日（本新株予約権の交付日）	第4回新株予約権：2021年1月の最初の営業日 第5回新株予約権：2024年1月の最初の営業日 第6回新株予約権：2027年1月の最初の営業日
信託の目的	本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者適格要件	交付日時点の当社グループの役職員のうち、本信託契約に基づき、信託期間満了日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成30年2月23日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されており、その内容は、上記＜第三者割当の内容＞記載の通りです。

## &lt;本インセンティブプランの概要図&gt;



本委託者である吉弘和正が本受託者である菊安氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。

当社は、本信託の設定を前提に、本届出書提出日に開催された取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者である菊安氏は、上記で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を交付日まで管理します。

当社は、交付ガイドラインの定めに従い、当社グループの役職員に対し交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるインセンティブパッケージ及びポイント・インセンティブを付与し、当該インセンティブパッケージ及びポイント・インセンティブの数に応じて当社グループの役職員に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。

本新株予約権の交付日に、受益者が確定し、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

本受託者に死亡等の事由が生じた場合、及び本受託者が補欠監査役から監査役に就任することになった場合については、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることになります。

## c. 割当予定先の選定理由

中期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層当社グループの役職員の意欲及び士気を向上させることを目的として、本新株予約権のうち本第1回新株予約権については当社代表取締役、常務取締役及び従業員3名（吉弘和正、馬場博明及び松岡大輔）に対して、本第2回新株予約権及び本第3回新株予約権については当社代表取締役社長1名、本第4回新株予約権乃至本第6回新株予約権については本受託者である菊安氏に対して、有償にて発行されるものであります。

第1回新株予約権乃至第3回新株予約権の割当予定先である代表取締役吉弘和正については、信託方式である第4回新株予約権乃至第6回新株予約権の委託者であることから、信託方式のインセンティブプランの割当予定先の対象外であり、当該インセンティブプラン外で第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権を交付することにより、十分な貢献を期待できる事を踏まえたものであります。

第1回新株予約権の割当予定先である常務取締役及び従業員については、過去の業績に貢献してきた者であるため、翌事業年度末以降、新規に執行役員以上の役職員になる者と同条件で交付されることになるインセンティブパッケージだけでなく、現事業年度のインセンティブとして第1回新株予約権を直接対価を支払って引き受けさせることで、当社としてさらなる企業価値向上への貢献に対する期待を示すとともに、業績及び企業価値に対するコミットメントを示させるべきと判断したことを踏まえたものであります。

また、当社が苅安氏を本第4回新株予約権乃至本第6回新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である苅安氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託(商事信託)ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となるのが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの額を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、交付日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。そして、本受託者は、別途税理士に申告業務を依頼することから、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う点においても何ら問題はないものと判断いたしました。さらに、本受託者は、当社の顧問弁護士であり、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、苅安氏を本第4回新株予約権乃至本第6回新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

#### d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役及び従業員を割当先とする33,500株(本第1回新株予約権26,000株、本第2回新株予約権4,500株、本第3回新株予約権3,000株)及び苅安氏を割当先とする122,500株(本第4回新株予約権69,000株、本第5回新株予約権35,500株、本第6回新株予約権18,000株)であります。

#### e. 株券等の保有方針

本第1回新株予約権乃至本第3回新株予約権の割当先である当社取締役及び従業員と当社との間において、本第1回新株予約権乃至本第3回新株予約権に係る継続保有の取り決めはございません。

本第4回新株予約権乃至本第6回新株予約権の割当予定先である苅安氏は、本信託契約に従い、本新株予約権を、交付日まで保管し、その後、受益者である当社の役員へ交付することとなっております。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

本第1回新株予約権乃至本第3回新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況については、割当予定先となる各取締役及び従業員に対して口頭により確認を行っております。

また、当社は、本第4回新株予約権乃至本第6回新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、本委託者である吉弘和正が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認するとともに、平成30年2月23日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者が当該当初信託金相当額を割当日に先立ち割当予定先に対して抛出し、割当日において割当予定先が信託財産として保有する予定であることを確認しております。

#### g. 割当予定先の実態

本第1回新株予約権乃至本第3回新株予約権の割当予定先は当社の取締役及び従業員であります。当社は平成29年12月22日付で東京証券取引所へ提出した「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄に記載のとおり、反社会的勢力排除のための体制を整備しており、当社代表取締役、常務取締役及び従業員は反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、当社は、本第4回新株予約権乃至本第6回新株予約権の割当予定先である苅安氏から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。また当社においても、社内ルールに則り、苅安氏が反社会的勢力等と関係がないことを確認しております。そして、当社は「割当先が反社会的勢力と一切関係がないことを示す確認書」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の回数ごとにそれぞれ以下の条件に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、本第1回新株予約権及び本第4回新株予約権については1個当たり100円、本第2回新株予約権及び本第5回新株予約権については1個当たり100円、本第3回新株予約権及び本第6回新株予約権については1個当たり100円と算出しております。

##### <本第1回新株予約権及び本第4回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値2,391円/株、株価変動性（ボラティリティ）平均値65.01%、配当利回り0.00%、無リスク利子率0.089%や本第1回新株予約権及び本第4回新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額2,391円/株、満期までの期間10年、業績条件）

##### <本第2回新株予約権及び本第5回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値2,391円/株、株価変動性（ボラティリティ）平均値65.01%、配当利回り0.00%、無リスク利子率0.089%や本第2回新株予約権及び本第5回新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額2,391円/株、満期までの期間10年、業績条件）

##### <本第3回新株予約権及び本第6回新株予約権>

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値2,391円/株、株価変動性（ボラティリティ）平均値65.01%、配当利回り0.00%、無リスク利子率0.089%や本第3回新株予約権及び本第6回新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額2,391円/株、満期までの期間10年、業績条件）

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成30年2月9日）の東京証券取引所における普通取引の終値2,391円を参考として、当該終値と同額の1株2,391円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず、適法である旨の見解を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は156,000株（議決権数1,560個）であり、平成29年12月22日現在の当社発行済株式総数3,250,000株（議決権数31,762個）を分母とする希薄化率は4.80%（議決権の総数に対する割合は4.91%）に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社の役員員の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数156,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約14,200株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社K a z y	東京都中央区新富 2 丁目10-7	1,200,000	37.77%	1,200,000	36.01%
吉弘 和正	東京都中央区	1,010,000	31.79%	1,010,000	30.31%
苅安 高明	東京都大田区	-	-	122,500	3.68%
資産管理サービス信託銀行株式 会社（証券投資信託口）	東京都中央区晴海 1 丁目8-12 晴海トリトンスクエアタワーZ	75,000	2.36%	75,000	2.25%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海 1 丁目8-11 晴海アイランド トリトンスク エア オフィスタワーY	68,400	2.15%	68,400	2.05%
根本 純	東京都足立区	60,000	1.89%	60,000	1.80%
中村 壯陽	大阪府枚方市	57,000	1.79%	57,000	1.71%
GOLDMAN, SACHS&CO.REG （常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社）	200 WEST STREET NEW YORK NY USA （東京都港区六本木六丁目10- 1）	50,000	1.57%	50,000	1.50%
松岡 大輔	千葉県市川市	39,000	1.23%	39,000	1.17%
株式会社ドリームインキュベ ータ	東京都千代田区霞が関 3 丁目2- 6東京倶楽部ビルディング 4 F	36,500	1.15%	36,500	1.10%
計	-	2,595,900	81.70%	2,718,400	81.58%

（注）1．割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2．「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、平成29年9月30日現在の所有議決権数を、平成29年9月30日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3．「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第6期）及び四半期報告書（第7期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年2月13日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第6期有価証券報告書の提出日（平成29年12月22日）以降、本有価証券届出書提出日（平成30年2月13日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成29年12月25日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成29年12月22日開催の当社第6回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年12月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社の事業の現状に即し、今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条の目的事項を追加するものであります。

第2号議案 取締役4名選任の件

吉弘和正、馬場博明、安達俊久及び大和敏彦を取締役に選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

苅安高明を補欠監査役に選任するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	25,456	15	0	(注)1	可決 99.94
第2号議案					
吉弘 和正	25,440	31	0	(注)2	可決 99.88
馬場 博明	25,441	30	0		可決 99.88
安達 俊久	25,441	30	0		可決 99.88
大和 敏彦	25,441	30	0		可決 99.88
第3号議案					
苅安 高明	25,261	210	0	(注)2	可決 99.18

(注)1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

## 3．資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第6期、提出日平成29年12月22日）に記載された資本金等は、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出（平成30年2月13日）日までの間において、変化はありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第6期)	自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日	平成29年12月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第7期第1四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月6日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。



## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年12月22日

株式会社 リンクバル

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 塩 信 一  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 山 千 里  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リンクバルの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リンクバルの平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月5日

株式会社リンクバル  
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      北 山   千 里  
業 務 執 行 社 員指 定 社 員      公 認 会 計 士      大 島   充 史  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リンクバルの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第7期事業年度の第1四半期会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

**四半期財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

**監査人の結論**

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リンクバルの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。